

長第534号
令和3年8月17日

徳島県老人保健施設協議会長
徳島県老人福祉施設協議会長
徳島県慢性期医療協議会長
公益社団法人 日本認知症グループホーム協会徳島県支部長

殿

徳島県保健福祉部長寿いきがい課長
(公 印 省 略)

令和3年度徳島県認知症介護基礎研修（eラーニング）の
実施について（通知）

日頃は、本県の高齢者保健福祉行政の円滑な推進について、格別の御配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

認知症介護基礎研修については、今後も認知症の人の増加が見込まれることから、介護保険施設・事業所の初任者や無資格の職員等が、認知症介護の基礎的な知識や技術、考え方等を修得することを目的に実施しております。

この度、当研修について、eラーニングにより、別紙実施要領のとおり実施しますので、関係機関への周知について、御配慮をよろしくお願いします。

なお、各介護保険施設・事業者等には、事業所等への通知文のとおり徳島県ホームページに掲載することにより通知しましたので申し添えます。

【担当】

徳島県保健福祉部長寿いきがい課

生涯健康担当 原田

電 話 088-621-2305 ファクシミリ 088-621-2840

メール choujuikigaika@pref.tokushima.jp



長第533号
令和3年8月17日

各介護保険施設管理者 殿
各地域密着型サービス事業者

徳島県保健福祉部長寿いきがい課長
(公 印 省 略)

令和3年度徳島県認知症介護基礎研修（eラーニング）の
実施について（通知）

日頃は、本県の高齢者保健福祉行政の円滑な推進について、格別の御配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

認知症介護基礎研修については、今後も認知症の人の増加が見込まれることから、介護保険施設・事業所の初任者や無資格の職員等が、認知症介護の基礎的な知識や技術、考え方等を修得することを目的に実施しております。

この度、当研修について、eラーニングにより、別紙実施要領のとおり実施します。

実施要領等を確認のうえ、受講希望者がいる場合は、実施要領「6 受講の流れ」により、受講手続を行ってください。

(URL) 認知症介護基礎研修eラーニングシステム トップページ
<https://dcnet.marutto.biz/e-learning/>

【担当】

徳島県保健福祉部長寿いきがい課
生涯健康担当 原田

電 話 088-621-2305

メール choujuikigaika@pref.tokushima.jp

令和3年度徳島県認知症介護基礎研修（eラーニング）実施要領

1 研修の目的

認知症介護に携わる者が、認知症の人や家族の視点を重視しながら、本人主体の介護を遂行する上で基礎的な知識・技術とそれを実践する際の考え方を身につけ、チームアプローチに参画する一員として基礎的なサービス提供を行うことができるようにすることを目的とする。

2 実施主体

徳島県（社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター（以下、「センター」という。）が管理するeラーニングを使用するものとする）

3 研修の対象者

- ・ 介護保険事業所等において認知症高齢者介護に従事している者
- ・ 介護保険事業所等において介護に直接携わる職員のうち医療・福祉関係の資格を有さない者

4 研修内容

科目	内容	時間数	方法
認知症の人の理解と対応の基本	・ 認知症の人を取り巻く現状 ・ 具体的なケアを提供するときの判断基準となる考え方 ・ 認知症の人を理解するために必要な基礎的知識 ・ 認知症ケアの基礎的技術に関する知識と実施上の留意点	150 分 程度	自学習 (eラーニング)

5 経費

- (1) 受講料 一人3,000円
- (2) 受講申込み後、センターより請求されますので、センターに直接お支払いください。

6 受講の流れ

- (1) 事業所登録
eラーニングシステムトップページより、「事業所コード」の発行手続きを行ってください。
(※本作業は受講者ではなく、事業所責任者が行ってください。)
- (2) 受講申込
受講者は、自身の事業所より「事業所コード」を受け取り、eラーニングシステムトップページより受講申込みを行ってください。
- (3) 受講決定について
センターより受講者宛に受講者ID、申込確認通知、受講料支払方法の案内があります。
受講料入金後、受講者宛に受講許可通知が送信され、eラーニング受講開始となります。

7 修了証書

通信科目をすべて受講し、確認テストを終了した受講生に対し、システム上から修了証書が発行されます。

※ 修了証書は、認知症介護研究・研修仙台センター長名で発行されます。（徳島県知事名で発行する修了証書と同じく、徳島県認知症介護基礎研修を修了したことを証明するものです。）

2. (1) 認知症への対応力向上に向けた取組の推進

無資格者への認知症介護基礎研修受講義務づけ

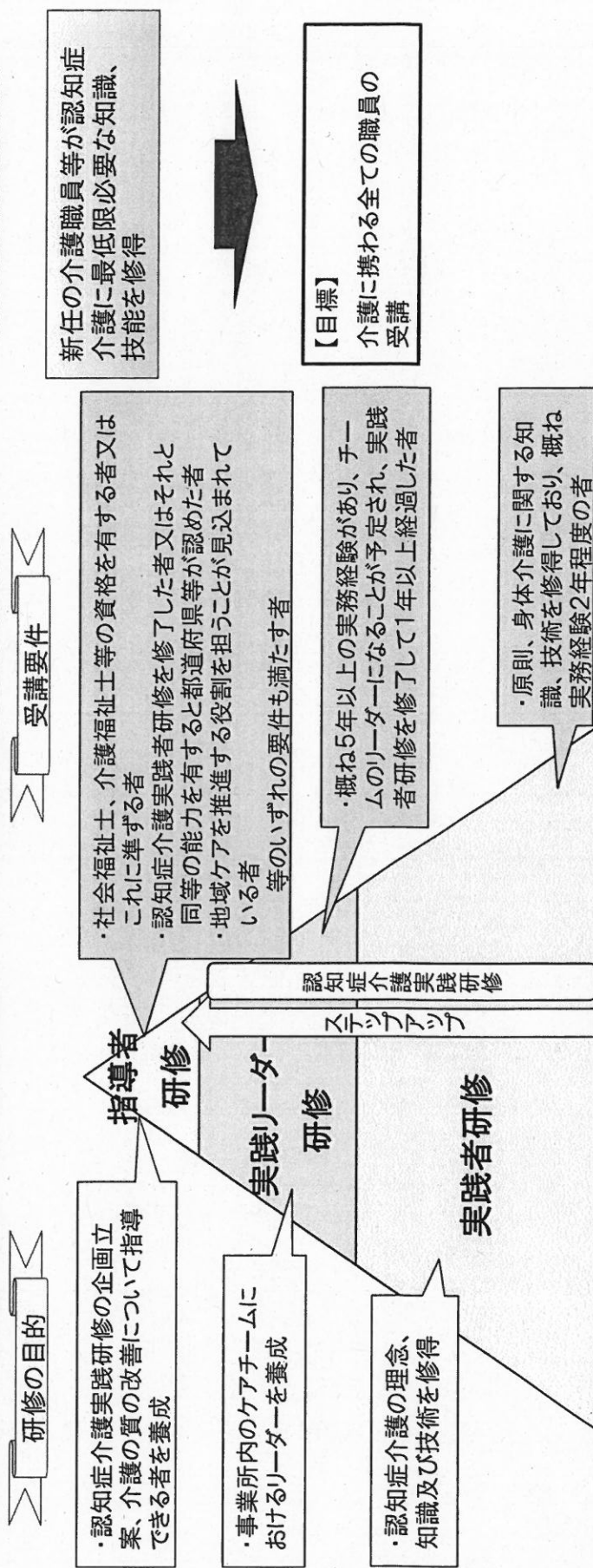
- 介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護に直接携わる職員が認知症介護基礎研修を受講するための措置を義務づける。【省令改正】
(※3年の経過措置期間を設ける)

全サービス（無資格者がいない訪問系サービス（訪問入浴介護を除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く）

- 認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。
(※3年の経過措置期間を設ける。新入職員の受講について1年の猶予期間を設ける)

【介護従事者等の認知症対応力向上に向けた研修体系】

【認知症介護指導者養成研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修】



※各種研修について、質を確保しつつ、eラーニングの活用等により受講しやすい環境整備を行う。

認知症介護基礎研修について

介護に関わる全ての者の認知症対応力向上を目的に、認知症介護基礎研修の受講しやすい環境の整備を図るため、当該研修のカリキュラム・実施方法等を次の通り改訂

【カリキュラム】

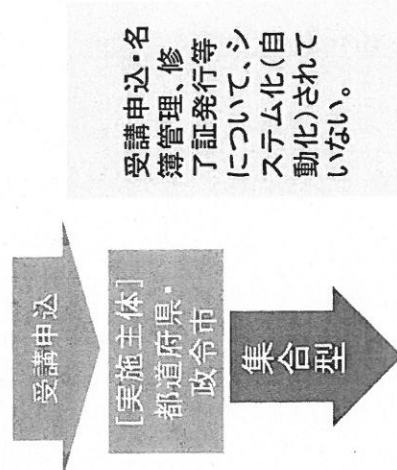
教科名	内容	時間数	区分	通信形式
認知症の人の理解と対応の基本	- 認知症の人を取り巻く現状 - 認知症の人を理解するために必要な基礎的な知識 - 具体的なケアを提供する時の判断基準となる考え方 - 認知症ケアの基礎的技術に関する知識	180分	講義	○
認知症ケアの実践上の留意点	- 認知症の人との基本的なコミュニケーションの方法 - 不適切なケアの理解と回避方法 - 病態・症状等を理解したケアの選択 - 行動・心理症状 (BPSD) を理解したケアの選択と工夫 - 自事業所の状況や自身のこれまでのケアの振り返り	180分	演習	

改訂

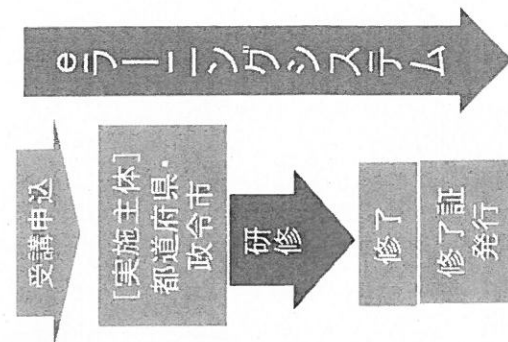
- ・全面eラーニング化・研修時間の短縮(※)
 - ・内容の追加(大綱、意思決定支援等)
 - ・確認テストの実施
- ※グループワーク形式等で実施していた演習を、eラーニング(個人ワーク)で実施すること等により時間短縮。

改訂前

【実施方法】



終了



教科名	内容	時間数	区分
認知症の人の理解と対応の基本	1) 認知症の人を取り巻く現状 - 認知症の現状と認知症施策の概要(認知症施策推進大綱) 2) 具体的なケアを提供する時の判断基準となる考え方 - 基礎となる理念や考え方、尊厳の保持、偏見や誤解の解消、日常生活・社会生活における意思決定支援とは 3) 認知症の人を理解するために必要な基礎的な知識 - 認知症の症状と生活や心理への影響、症状出現に影響する要因 4) 認知症ケアの基礎的技術に関する知識と実践上の留意点 - チームケアの観点を含めた基礎的な認知症ケアの方法、家族介護者への支援方法	150分程度	自学習(eラーニング)

改訂後

- ・受講者の都合に合わせて、研修受講が可能(受講枠の拡大) ・ 繰り返しの学習が可能
- ・受講の申込時に、受講者自らが必要な項目を入力させ、システム上で個人情報等を管理することで、実施主体(委託機関・指定機関含む)の名簿作成や修了証発行の手間を軽減